

平成19年12月第4回定例会（広域連合の事務の延期について）

4月24日に管内16町村が参加して「後志広域連合」が設立され、税の滞納整理事務がスタート、同時に国保・介護保険事務についても、20年4月を開始することで作業を進めてきたところであります。

国民健康保険事業・介護保険事業の事務を遂行する上では、広域連合と構成町村との電算システムの構築とオンライン化が必要不可欠であり、昨年の広域連合準備委員会において、これまで検討・協議を重ねて来たことは、ご承知のことと思います。

11月8日開催の広域連合会議において、全システムと連動システム開発期間が年度内では、不足するため平成20年4月での電算システム稼働は困難な状況であるとのコンサル会社からの調査結果が示されました。

後志広域連合の事務が住民サービスに支障をきたさなく効率的に運用を図るためには、電算システム導入においてシステム構築後の安定した確実な稼働が行えることが前提条件であります。

このようなことから、広域連合会議において、電算システム構築に係る国民健康保険事業・介護保険事業の検討を行った結果、安定かつ確実なシステム構築を実現するためには、導入におけるリスクを最大限回避し、リスクを極小化することが必要であるという結論に達し、当初運用開始を予定していた20年4月を翌年21年4月に1年間延期することとなりました。

この結果については、11月15日開催の第1回後志広域連合議会定例会において、行政報告また一般質問のなかで広域連合長より報告・説明がなされました。

今後の予定としては、年度内にプロポーザル方式により1業者を選定し、平成20年度には委託業者との契約を締結したく、平成20年度当初予算に電算システム構築負担金の予算計上を関係町村にお願いするところであります。

また、延期に伴い後志広域連合規約の一部変更が必要になることから、議会議員皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。